

令和5年度福島県社会福祉審議会第1回児童福祉専門分科会
【会議録】

日 時：令和5年12月26日（火）15：00～16：30

場 所：杉妻会館 3階 石楠花

内容

1 開会

2 あいさつ

- ・こども未来局の佐藤次長より挨拶があった。

3 出席委員及び事務局紹介

・出席委員

江川由美子委員、吉川三枝子委員、原寿夫委員、鎌田真理子委員、原野明子委員、
倉持恵委員、遠藤恵美子委員

・事務局

こども未来局 佐藤淳次長

児童家庭課 渡邊昌明課長、水野賢一主幹兼副課長、池島幸司主任主査、三瓶光太副主査

4 議事

【はじめに】

- 定数確認（分科会委員10名のうち7名が出席）
- 議事録署名人として江川由美子委員、吉川三枝子委員を選任

（1）分科会長、副会長の選任

- ・鎌田真理子委員を分科会長に、原野朋子委員を副会長へ選任

（2）社会福祉審議会児童福祉専門分科会の役割及びスケジュールについて

- ・事務局より【資料1】より説明。

【資料1】児童福祉専門分科会の役割とスケジュール

（事務局）

- ・児童福祉専門分科会において、令和5年度は現計画の一部改正（案）について協議し、
令和6年度は、福島県からの諮問に基づき、次期「福島県社会的養育推進計画（令和7
年度から令和11年度）について調査審議する。

- ・令和5年度から令和6年度にかけて、5回程度の開催をもって審議し、県に意見及び答申する。

(倉持委員)

- ・パブリックコメントは実施するのか。

(事務局)

- ・第5回開催後にパブリックコメントの実施を予定している。時期については改めて相談したい。

(3) 「次期都道府県社会的養育推進計画」の方向性について

- ・事務局より【資料2】により説明。

【資料2】次期都道府県社会的養育推進計画の方向性

(事務局)

- ・次期計画の見直しの内容については、「各資源についての整備目標の設定」「適切な評価指標の設定・P D C Aサイクルの効果的な運用等」「改正児童福祉法の内容を踏まえた見直し」の3点が示されている。
- ・計画期間は、令和7～11年の5年を1期として策定し、現計画では留意事項を含めて計11項目であるところ、次期計画については新たに「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」と「障害児入所施設における支援」の項目が追加され、計13項目となる。
- ・整備、取組方針等について、指定するものは定量的な整備目標を設定するとともに、各項目ごとに統一的な評価のための指標を設定することとなる。
- ・現時点で国から策定要領が発出されていないが、発出後できるだけ早い時期に技術的助言のための通知も発出される予定である。

(吉川委員)

- ・子どもの意見を聞くことを強調しているが、計画について子どもの意見を聞くことになるのか。

(事務局)

- ・前回策定時も児童養護施設等へ入所している子どもへの意見聴取を行っており、今回についても計画に対する子どもの意見を聞きたいと考えている。どのような形式で実施するかはこれから検討したい。

(吉川委員)

- ・社会的養育下や一時保護所の児童も意見聴取の対象にすると良いと考える。また、一時保護児童については、職員が送迎するなどし、短期間であっても近くの学校に通学できるようになると良い。第三者評価をしているとほとんどの児相で通学していない。児相のなかで学習することとは違い、学べる機会を平等に与えられれば良い。

(遠藤委員)

- ・民生委員はそのネットワークを通して、地域の生活実態を把握しているため、民生委員の意見も聞くべきだと考える。

(4) 福島県社会的養育推進総合調整会議について

事務局より【資料3-1。3-2】により説明。

【資料3-1】福島県社会的養育推進計画総合調整会議設置要綱

(事務局)

- ・次期福島県社会的養育推進計画の素案を策定するために設置した会議となる。

【資料3-2】福島県社会的養育推進計画総合調整会議ワーキンググループ組織運営要領

(事務局)

- ・福島県社会的養育推進計画総合調整会議の下部にワーキンググループを設置し、県計画見直しを始めている。

(原野委員)

- ・資料3-1第3条関係だが、資料2のなかで新しく追加された妊産婦や障害児関係について、それらの関係者は第3条(1)児童福祉施設関係者に入るのか。

(事務局)

- ・第3条(1)もしくは(7)で考えている。参考範囲を幅広く読めるように設定しているが、妊産婦や障害児関係者についてはまだ構成員には入っていないため、今後参考していくきたいと考えている。

(5) 福島県社会的養育推進計画（現計画）の現状及び課題について

事務局より【資料4-1～6-2】に沿って説明。

【資料4-1、4-2】社会的推進計画総合調整会議資料、会議録

(事務局)

- ・現計画項目2「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」については、方策及び取組が未整備であるため、今後の課題となる。
- ・人口減少に伴い、代替養育を必要とする子ども数の見込みも減っている状況である。
- ・令和5年4月1日現在において、児童養護施設の定員については、324人となっており、入所率は全体定員の8割程度である。令和7年度から、小規模グループケアの定員基準が8名から6名に変更となるため、施設の定員も今後の課題となる。
- ・県内における施設等の設置状況について、県内には児童心理治療施設がないため、今後ニーズ調査を行う予定である。

【資料5-1、5-2】児童養護施設ワーキンググループ資料、議事録
(事務局)

- ・児童養護施設には約260名の入所があり、定員上約60名の空きがある状況。
- ・社会的推進計画総合調整会議にて今後の課題として挙げている児童養護施設の定員について、令和11年度末までに、児童養護施設本体施設の定員を45名以下にする必要があることや、小規模グループケアの定員基準が変更することを各児童養護施設に説明している。また、定員減少に伴い、児童自立生活援助事業の導入を検討していただきたい旨も加えて説明している。

【資料6-1、6-2】社会的養育ワーキンググループ資料、議事録
(事務局)

- ・児童養護施設や児童心理治療施設に入所している児童は全国的に減少傾向にあり、心理治療施設については定員の7割程度となっている。
- ・児童相談所や施設のほか、児童思春期外来を設置しているあさかホスピタルとふくしま医療センターこころの杜の医師にも参加してもらい、児童心理治療施設のニーズ調査の方法について検討しているところ。

(鎌田分科会長)

- ・児童心理治療施設について、浜通りでは茨城県の施設を利用している。また、他県では児童自立支援施設を利用して対応していると聞くため、現存の機能を利用するということ也可能かと思われる。

(吉川委員)

- ・現存の機能を使うとなると、職員の専門的な技術をいかに充実させていくかも重要な点。

(鎌田分科会長)

- ・思春期病棟はどこもいっぱい、浜通りで言えば舞子浜病院の思春期外来や泉保養院のカウンセリングも人気。精神科そのものではなく、カウンセリングも必要か。

(吉川委員)

- ・精神的なところの機能充実も必要になってきている。学校の不登校も増えてきているため、その点も考え合わせると、必ずしも児童心理治療施設の立ち上げだけでなく、カウンセリング機能等の充実も含めて考えなければならない。

(遠藤委員)

- ・今回各部門の委員の方が出席されているが、行政の委員は代理でも出席いただいた方が良いと思われる。市町村にお願いする部分もあるため、計画を考えていくに当たっては、行政からの視点が重要であると考える。また、悩みを抱えている人は恥ずかしくて言えないことがあると思われるため、それらを引き出す何かがあつても良いか。

(原野委員)

- ・資料5-1 p 6のところで、児童養護施設の小規模グループケアでは定員がファミリーホームと同程度になっていくと書いてあることについてうかがいたい。施設は有資格者が養育に当たり、里親は研修を受けた者が養育に当たると思うが、今後被虐待児や障害児が増えてくるなか、ファミリーホームでそのような児童4~6人を養育するとなると様々な問題が出てくると考える。そのため、児童養護施設では小規模化しながらも、ファミリーホームや里親の相談支援をする役割が求められるようになるのではないかと推察する。児童養護施設の定員を減らしていくという話だけではなく、その役割を今後に向けて考えていく、国からの指示だけでなく、福島で必要なもの（こと）を提案できれば良いと思う。そのためにも、里親不調のデータ等を分析しながら、里親委託が良いのか、また、小規模化した施設のメリット、デメリット等を考えながら、福島ならではのモデルを考えて行ければと思う。

(原委員)

- ・精神科医療と言う場合に、診断治療のところに目が向いてしまうが、それ以上にカウンセリングや相談業務のところがより重要だと考える。しかし、診療報酬や介護報酬等の制度のなかでは医師の関わる部分についてはあくまで「診断・治療」で、カウンセリングについては医師がとても関わりにくくなっている。そのため、これらとは別に各施設等で相談できる制度を導入していかなければ良いと思う。

(倉持委員)

- ・今の話との関連だが、児童心理治療施設の必要性の話があったが、今、原委員から話が

あったとおり、緊急性の高い状態では一時入院治療等で病院に関わることははあるが、そのようなこどもは家族との関係や本人の発達の課題などの困難な背景を抱えていることも多いため、病院を出た後の継続した支援というのが必要となる。病院との関係性も保ちつつ、チームでケアしていくことがとても重要だと考えるが、現状ではなかなかそのような体制がとれていない。病院と、家と、ときどき児相とを行き来し、それぞれがうまく関係性が保てておらず結局そのまま成人を迎え、成人後も病院を行き来するような方が少なからずいるというのを、私も活動のなかで強く感じているところ。全体的な仕組みを形作っていくことも重要であり、支援計画のなかでもきっかけになるような制度や計画を考えていけると良いか。

- ・代替養育を必要とするこども数の見込みについて、代替養育人口から比率を出して計算されているが、このベースとなっている数値というのは、実際に代替養育を利用したこども数を人口で割っているということで良いか。

(事務局)

- ・令和5年3月1日までは実績値で出している。それ以降については、20歳未満の人口を人口減少率で計算し、代替養育数の比率見込みをかけて積算したものである。

(倉持委員)

- ・前提として、代替養育に至らない手前でこどもを養育できる環境を整備していくことが大事であるため、この代替養育人口比率は減少していくことが望ましいと思うが、相談活動や支援活動をしていると、「児童相談所には絶対に行きたくありません。だから保護されることを拒みました。」「保護されるのであれば殴られても家にいた方が良い」と言うこども少なからずいる。実際、他自治体のケースを聞くと、本人が拒絶し児相に行かず、別のかたちで保護されたり犯罪に手を染めたりすることもいるため、代替養育されているこどもに限らず、代替養護にて養育されるべきだったにもかかわらず一時保護所や児童養護施設の課題があつて、保護に行き着かなかったこどもも背景にいるということを考えておかないといけないと思われる。こども家庭センターができることによって手厚い支援が可能となり、代替養育を考えなくて良いこどもが増えればそれが一番良いと思うが、一時保護所や児童養護施設の状況が改善され、今まで保護されたくないと言っていたこどもも、保護されても良いと思えるような数も増やしていくかなければいけないと考える。その点も含めてこの推計値は見ていくべきだと思う。

(6) その他

※各委員から意見なし。

4 閉会

この記録の正確なることを認め署名する。

令和6年2月26日

議長 分科会長

金兼田 真理子

署名人 委員

江川 由美子

署名人 委員

吉川 三枝子

